

【出発日】

平成31年3月17日(日)

平成31年3月31日(日)

港町 おながわ さんぽ

セラミカ工房でスペインタイルを作ろう

海鮮丼！！語り部体験 女川温泉湯ぽっぽに入ろう



スケジュール

出発日平成31年3月17日 締切11日

出発日平成31年3月31日 締切25日

募集人員20名(最小最高人員10名)

【集合】10:00 JR女川駅前集合

【出発】10:00

【みなとまちセラミカ工房(体験)】

【昼食・女川丼】

【女川町観光協会語り部ガイド(見学)】

【シーパルピア女川・ハマテラス自由散策(買い物)】

【解散】16:00 JR女川駅前解散

【旅行代金(お一人様・税込み)】

大人:5,000円

子供:5,000円※未就学児無料

⑨ タイルをご自宅に送る送料が別途かかります。(参考 県内800円、関東850円、北海道・近畿1,080円)



おながわ温泉ゆぽっぽ



黒森山より町中心部



【旅行にあたって】

- 旅行代金には行程に記載された昼食代、ガイド料、施設利用料、消費税等の諸税が含まれます。
- 旅行のお申込みは、電話、FAXでも受付します。
- 旅行代金は、出発日の4日前までに振込にて手続きをした時点で、契約が完了です。

【振込先】

七十七銀行女川支店 店コード409

普通預金 口座番号9108441

一般社団法人女川町観光協会 代表理事 阿部喜英

【主催・旅行企画・実施・問合せ先(事業受託)】

一般社団法人女川町観光協会

〒986-2261

宮城県牡鹿郡女川町女川浜 79-20 SG-7-1

宮城県知事登録旅行行地域-375号

総合旅行業務取扱者 遠藤 琢磨

TEL 0225-54-4328

FAX 0225-54-3361

この旅行契約に関してご不明の点があれば、上記問い合わせ先(担当遠藤・佐藤)へ遠慮なくお尋ねください。

港町 おながわ さんぽ

セラミカ工房でスペインタイルを作ろう

海鮮丼！！語り部体験女川温泉ゆぽっぽに入ろう

出発希望日

月 日

【申込先】 一般社団法人女川町観光協会 FAX 0225-54-3361

氏名 (ふりがな)		生年月日	性別
			男・女
住所	〒		
携帯電話		携帯メール	
Fax		電話番号	
同行者氏名		生年月日	性別
			男・女
同行者氏名		生年月日	性別
			男・女
同行者氏名		生年月日	性別
			男・女
同行者氏名		生年月日	性別
			男・女
同行者氏名		生年月日	性別
			男・女

1、募集型企画旅行契約

この旅行は、女川観光協会（宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 479-20 SG-7 街区 1 画地 以下『当協会』と i いう。）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は各コースごと記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2、旅行のお申し込みおよび契約の成立

①旅行のお申し込みは電話、ファックスでも受け付けます。②旅行代金のご入金当社は定める期日までに全額をご入金いただくようお願いいたします。③募集型企画旅行契約は当社が申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時に成立いたします。ただし「郵便振り込み」の場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点で成立したものとします。

3、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・入場料・旅行取扱料金および諸税等。

4、旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由見学」「自由散策」「自由食」等と記載されている行程の交通費・見学科・食事代および旅行中の個人的諸費用(電話代・クリーニング代・飲み物代等)

5、当社の解除権

①お客様の人数が最少催行人員に達しなかったときは、旅行実施を取りやめる場合があります。この場合は、出発日の 14 日前

(日帰りは 4 日前)までにその旨を連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除いたします。

②お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、前項の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

6、お客様による旅行契約の解除、及び取消料

①お客様の御都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対して下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

旅行開始日の前日からさかのぼって

20 日前～8 日前・・・20% (日帰りは 10 日前から)

7 日前～2 日前・・・30%

前日・・・40% 当日・・・50%

旅行開始後・・・100%* 取り消し日は、当協会の営業時間内にお申出いただいた時に限ります。②お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することが出来ます。イ、契約内容が変更された時。ただし、その変更は旅程保証の対象となるなどの重要なものに限りません。

7、当協会の責任

①当社は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から 2 年以内に当協会に対し通知があったときに限ります。②手荷物の損害に当たっては損害発生の日から 14 日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お一人様につき 14 万 7,000 円を限度として賠償します。